

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する 特別措置法施行規則の一部を改正する省令案について

概要：一時金の支給開始に先立ち、関係事業者から一時金支給業務の委託を受けることができる指定支給法人について、所要の手續規定の整備を行うもの。

1. 背景

本年4月16日に水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下、「特措法」という。）の救済措置の方針が閣議決定され、5月1日より救済措置等の申請受付を行っているところ。今後は、判定検討会による判定等を経て、一時金の支給が開始される予定である。

そこで、一時金の支給開始に先立ち、関係事業者から一時金支給業務の委託を受けることができる指定支給法人について、所要の手續規定の整備を行うもの。

2. 内容

（1）指定支給法人の事業計画等の認可について <特措法第21条関係>

- ① 指定支給法人は、毎事業年度の開始前に、事業計画書及び収支予算書のほか予定貸借対照表等を添付して環境大臣の認可を受けなければならないこと。
- ② 指定支給法人は、当該事業計画書等を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び理由を記載した申請書及び変更後の書面を提出して環境大臣の認可を受けなければならないこと。
- ③ 指定支給法人は、毎事業年度終了後2か月以内に、事業報告書及び収支決算書のほか貸借対照表等を添付して環境大臣に提出しなければならないこと。

（2）指定支給法人の備える帳簿について <特措法第24条関係>

- ① 指定支給法人が備える帳簿に記載しなければならない事項（一時金の支給については、支給を受けた者の氏名、住所、生年月日、支給日、団体にあつてはその団体の名称及び主たる事務所の所在地など。補償給付の支給については、支給を受けた者の氏名、住所、生年月日、支給日、支給金額とその内容など）。
- ② 指定支給法人は、当該帳簿及び一時金の支払を証する書類を、一時金及び補償給付の支給業務が終了するまで保存しなければならないこと。

（3）指定支給法人、特定事業者の財産状況等の調査をするため、立入検査を行う場合の証明書の様式について <特措法第15条、第27条関係> 様式については、それぞれ別添のとおり。

3. 今後の予定

公布：平成22年7月中旬

施行：平成22年7月中旬（公布日施行）

4. 関連資料

- ・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年7月15日法律第81号）
- ・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成22年4月16日閣議決定）